

## 原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン

平成 24 年 5 月 31 日 決定  
原子力被災者等の健康不安対策調整会議

### I. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「今般事故」という。）から 1 年 2 ヶ月が経過した。今般事故により、放射線による健康影響、特に低線量被ばくの健康影響については、多様な意見があることなどもあり、今般事故の被災者をはじめとする国民の方々には言い尽くせない不安を抱えるに至ったと認識している。また、国による避難指示等による生活環境の変化等により被った肉体的、精神的なストレスも計り知れない。

こうした国民の健康不安を早期に解消するため、国としては、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえ、福島県における県民健康管理調査事業、放射線モニタリング、食品等の検査体制の整備をはじめとする様々な取組を全力で行ってきたところである。

しかしながら、今般事故から 1 年 2 ヶ月を経過した現在においても、国民の多くの方々が抱える放射線等による健康影響への不安を未だに十分に解消できていないと認識している。特に、避難指示区域等から避難された方々にふるさとに戻っていただき、元の平穏な生活を取り戻していただくという取組も進めつつある中であって、ふるさとへの帰還の大前提となる生活環境や個人の健康状態について不安を解消できていないという状況は、深刻な問題であると考えている。

これは、今般事故を引き起こすこととなった原子力政策を推進してきた国への不信感や、健康不安対策が短期間で効果を上げるような性格なものではないということにも起因するとも考えられるが、国において効果的、効率的な健康不安対策を十分に講じられていないことによるところが大きいということを真摯に反省する必要がある。

具体的には、これまでの取組には以下のような問題があったと考えられる。

#### イ) 発信する情報の不足がなかったか

- 今般事故の被災者等の不安を踏まえ情報発信をしていたか（情報の受け手毎のきめ細かな情報発信）
- 平易な用語で情報発信をしていたか

- 防護措置の各種基準等の関連性に言及していたか 等
- ロ) コミュニケーションの方法は適切であったか
  - 関係者間の双方向のコミュニケーションが図られていたか
  - 放射線等の技術の専門家偏重のコミュニケーションになっていなかったか  
(認知心理学やコミュニケーション学等を活用していたか) 等
- ハ) コミュニケーションを行う人や場が十分に確保されていたか (連携の場を含む)
  - 今般事故の被災者等から信頼されていたか
  - コミュニケータ等がリスクコミュニケーション等を行う拠点や窓口が十分に確保されていたか
  - ワンストップで情報を入手できるような拠点が不足していないか 等

また、各種の取組を進めていく上では、チェルノブイリ原発事故において、放射線による健康影響だけでなく、事故や被ばくの恐怖によるストレスの影響等が顕在化し、事故後 25 年経過した現在でも様々な対策が講じられていることにも留意する必要がある。

本アクションプランは、環境省が中心となって、「原子力被災者等の健康不安対策調整会議」を開催し、同会議において関係省庁等がこうした反省と問題意識を共有した上で、今般事故により被災者をはじめとする国民が抱える放射線等による健康不安への対策の全体像を明らかにし、①関係者の連携、共通理解の醸成、②放射線影響に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等、③放射線等による健康影響に係る拠点等の整備、連携強化、④国際的な連携強化の四つの柱のもと、これを確実かつ計画的に講じていくことを目的としてとりまとめたものである。また、これらの取組を実施する上では、住民自らが参加し、自らの行動を決定していくことに資するものとするのが重要である。

本アクションプランに盛り込まれた各省庁等の施策のうち、当面の具体的取組については平成 24 年度中には事業に着手することとし、中長期的な取組方針についてはそれ以降も中長期にわたって重点的に実施すべきものであり、各取組を担当することとされた各省庁等を中心に政府一丸となって、その確実な実施に向けて全力で取り組んでいく。

## Ⅱ. 重点施策

### 1. 関係者の連携、共通理解の醸成

#### <現状の課題>

- ◆ 政府部内、地方公共団体等との間での連携が不足しているため、関係者の取組が必ずしも効果的、効率的に行われていない。

具体的には、対象毎に伝えるべき情報等が整理されておらず、その質や量が十分か否か明らかではない。また、今般事故の被災者等にとっても、情報の混乱や情報へのアクセスの困難といった事態が生じている。

#### <対応の方向性>

- ◆ 原子力被災者等の健康不安対策調整会議（以下「調整会議」という。）や国と地方公共団体等の連絡会議等を定期的を開催し、関係者の間で情報交換や取組の調整等を行い、関係者の連携を図る。

#### 1) 中長期的な取組方針

##### ① 調整会議及び同幹事会の定期的な開催

- ◆ 調整会議及び同幹事会を定期的を開催し、今般事故の被災者をはじめとする国民の健康不安への対策等について、関係省庁等における取組の進捗や予算の状況等について情報共有を継続的に行うとともに、各種取組が効果的かつ効率的に推進されるよう調整を図る。【調整会議構成省庁等】

##### ② 国と地方公共団体等の連絡会議の定期的な開催

- ◆ 関係省庁は、主管課長会議や地方公共団体の職員との意見交換の場において、健康不安対策に関する必要な情報提供等を継続的に行うとともに、幅広く意見を交換し、国と地方公共団体等との取組が調和をもって進むよう調整を図る。

また、環境省は、福島県における関係者に対し、健康不安対策に関する必要な情報を提供できるよう連携を図る。【調整会議構成省庁等】

#### 2) 当面の具体的取組

##### ① 調整会議、同幹事会における連絡、調整

- ◆ 平成 24 年度において調整会議（又は同幹事会）を、少なくとも平成 25 年度概算要求後及び年度末頃に開催し、関係省庁等の取組の進捗状況について情報共有を行うと共に、今後の取組について必要な調整を行う。【調整会議構成

省庁等】

② 国と地方公共団体等の連絡会議における連絡、調整

- ◆ 関係省庁は、主管課長会議や地方公共団体の職員等との意見交換の場を通じて、健康不安対策に関する必要な情報提供等を行うとともに、幅広く意見を交換し、必要に応じて調整を図る。

また、環境省は、福島県における関係者に対し、健康不安対策に関する必要な情報を提供できるよう連携を図る。【調整会議構成省庁等】

③ 放射線による健康影響等に関する情報、関係省庁等の実施している放射線による健康影響等に関する調査研究、情報提供の場・機会に関する情報等を一元的に提供するポータルサイトの設置、運営

- ◆ 関係省庁等が提供している放射線による健康影響等に関する基本的な情報等を一元的に提供するポータルサイトを開設する。また、関係省庁等において実施されている放射線による健康影響等に関する調査研究、放射線による健康影響等に関する講演会や説明会等の開催情報等の情報を、関係省庁等の協力のもと、環境省において定期的にとりまとめ、同ポータルサイトに掲載する。【環境省、調整会議構成省庁等】

## 2. 放射線による健康影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等

### <現状の課題>

- ◆ 放射線による健康影響等については、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」において、国内外の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出、今後の対応の方向性の検討を行ったところである。
- ◆ 当該ワーキンググループの報告書でも指摘されているとおり、放射線による健康影響に関する情報を伝達する人材、特に今般事故の被災者に身近な人材（地元に着した保健医療福祉関係者、教育関係者等）の役割が重要であるものの、その育成の取組が不足している。
- ◆ また、特に放射線等による健康影響を受けやすい子どもを中心に、放射線被ばくのリスクや、被ばくを低減する方法について、正しい知識を持たせるための教育を一層推進していく必要がある。
- ◆ 加えて、生産・流通分野の事業者に対しても、農林水産物等の放射性物質に関する情報等を伝えることは、安全な食品の供給等の観点から有効である。

### <対応の方向性>

- ◆ 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する国の統一的な基礎資料（以

下「統一的な基礎資料」という。)を作成し、これをもとに、保健医療福祉関係者や教育関係者等に対して、放射線による健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、避難等による生活環境の変化等に伴う精神的負担やその対処方法、住民からの相談等への適切な対応方法に関する研修等を行う。

- ◆ また、より効果的な健康不安解消のための取組を行うため、子どもや保護者等の問題意識に則した参加型のプログラムを作成し、同プログラムを活用した各地域における取組の支援等を行う。
- ◆ 加えて、生産・流通業者に対しても、引き続き、農林水産物等の放射性物質に関する情報や、統一的な基礎資料をもとにした放射線による健康影響等に関する必要な情報の発信等を行う。
- ◆ なお、個々の施策については、担当府省庁において従来通り国民に対して説明を行う。

## 1) 中長期的な取組方針

### ① 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の継続的な更新

- ◆ 環境省は、関係省庁等の協力の下、中長期的な観点で、子ども、保護者をはじめとする国民の放射線による健康不安を解消するため、関係省庁等の発信している情報等を集約した、統一的な基礎資料を継続的に更新する。【環境省、調整会議構成省庁等】

### ② 保健医療福祉関係者への、放射線による健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、避難等による生活環境の変化等に伴う精神的負担やその対処方法、住民からの相談等への適切な対応方法等に関する中長期的な研修体制の確立

- ◆ 統一的な基礎資料をもとに作成した保健医療福祉関係者のための研修教材を用いて、医師、保健師、看護師、保育士等、地域の保健医療福祉関係者に対し、中長期的に研修が行われるよう必要な支援等を行う。【環境省、厚生労働省】
- ◆ (独)放射線医学総合研究所等は、上記の研修に関し、講師の派遣、育成等を行うほか、専門的見地から協力を行う。【(独)放射線医学総合研究所】

### ③ 教育関係者への、放射線の健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、保護者等からの相談等への適切な対応方法等に関する中長期的な研修体制の確立

- ◆ 統一的な基礎資料をもとに作成した教育関係者のための研修教材を用いて、小中学校教員、幼稚園教員等、地域の教育関係者に対し、中長期的に研修が行われるよう必要な支援を行う。【環境省、文部科学省】
- ◆ (独)放射線医学総合研究所等は、上記の研修に関し、講師の派遣、育成等を行うほか、専門的見地から協力を行う。【(独)放射線医学総合研究所】

- ④ 地域住民の問題意識に則した参加型のプログラムの継続的な実施の支援
- ◆ 環境省は、関係省庁の協力を得つつ、少人数の参加住民が、議論を進行するファシリテーターとともに、放射線による健康不安の内容等を共有することや、自らが環境を改善する方法を共に考えること等を通じて、住民の放射線による健康不安の軽減や住民自らの行動の決定に資する取組を促進する。【環境省、調整会議構成省庁等】
- ⑤ 生産・流通業者への、放射線による健康影響等に関する中長期的な情報発信
- ◆ 農林水産物等の放射性物質濃度の調査の的確な実施に向けた支援に加え、農地土壌、飼料等の生産資材、森林、海域等における放射性物質の濃度等に関する情報を発信していく。【農林水産省】
  - ◆ 工業製品等の生産・流通に関わる各業界団体等へ統一的な基礎資料をもとにした情報のホームページへの掲載等を依頼するなど中長期的な情報発信に取り組む。【経済産業省】
  - ◆ 消費者、生産者、流通業者を含めた国民全般に対して、引き続き、食品中の放射性物質の検査結果等に関する情報を発信していく。【厚生労働省】
- ⑥ 放射能及び放射線を正しく測定するための情報発信
- ◆ 放射能及び放射線の測定の正確性を確保するには、放射能測定器及び放射線測定器の正確性と測定方法の適切性の双方を確保することが必要である。これらの測定器の正確性を確保するためには校正が重要であることから、計量法に基づく任意の校正制度をはじめとして適切かつ定期的な校正が必要となることなどについてホームページへの掲載等の情報発信を行う。【経済産業省】
- ⑦ 国民からの放射線による健康影響等に関する相談体制の確立
- ◆ 放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために行っている電話相談を引き続き実施する。【(独)放射線医学総合研究所】

## 2) 当面の具体的取組

### (1) 基礎となる取組

- ① 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の作成
- ◆ 国等から発信される情報が膨大かつ複雑であり、今般事故の被災者をはじめとする国民が容易には理解できず、誤解や国への不信感にもつながっている状況に対処するため、国において共通して使用する統一的な基礎資料を作成する。具体的には、環境省において、イ) 今般事故の被災者をはじめとする国民の問題意識を把握しつつ、ロ) 関係省庁等の協力を得て、関係省庁等が

発信している情報（放射線による健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、防護措置の基準等）の収集、整理を行い、ハ）放射線だけでなく、心理学やコミュニケーション学等の専門家や関係省庁等の参加のもと今般事故に伴う放射線による健康影響や住民からの相談等への適切な対応方法等に関する共通の基礎資料を取りまとめる。【環境省、調整会議構成省庁等】

- ◆ 放射線による健康影響や今般事故に伴う実際の被ばく線量等について住民が有する健康不安にきめ細かに対応するため、統一的な基礎資料をもとに、保健医療福祉関係者や教育関係者等を対象とした研修教材、Q & A集等を編集する。

その際、厚生労働省は保健医療福祉関係者の業務を所管する立場から、文部科学省は教育関係者の業務を所管する立場から、（独）放射線医学総合研究所等の関係省庁等は放射線の専門家としての立場から、統一的な基礎資料をもとにした資料の編集に必要な協力を行う。【環境省、厚生労働省、文部科学省、（独）放射線医学総合研究所】

- ◆ 保健医療福祉関係者や教育関係者等が今般事故の被災者をはじめとする国民に対して情報を適切に発信できるよう、これらの情報発信者に対して放射線の健康影響等の専門知識や適切な伝達手法等に関する研修を行う講師を育成する。【環境省、（独）放射線医学総合研究所】

## (2) 情報発信者の人材育成

### イ) 保健医療福祉関係者

- ① 被ばく状況等を測定するための検査機器（ホールボディカウンター等）の使用等に関する研修
  - ◆ 原子力災害発生時における被ばく患者の診療・搬送など地域の緊急被ばく医療活動の実効性を確保するため、平成 24 年度において、原子力施設関係の地方公共団体職員や医療関係者等を対象とした緊急被ばく医療研修（除染・搬送コース、救護所活動コース、ホールボディカウンターコース等）を実施する。【文部科学省】
  - ◆ ホールボディカウンターは人体の形状を模擬したファントムと呼ばれる体積線源による校正が必要であるとともに、ホールボディカウンターの状態及び測定条件を十分に維持管理する必要がある。そのため、福島県内及び全国の被ばく医療機関に設置されているホールボディカウンターについて、定期的に校正する。【（独）放射線医学総合研究所】
  - ◆ 上記のホールボディカウンターの定期的な校正の際に、ホールボディカウンターが設置されている機関の担当者や医療スタッフに対して、ホールボディカウンターの正しい使用方法及び内部被ばくの線量評価法の研修を行う。【（独）放射線医学総合研究所】
  - ◆ 今般事故の被災者の方々の安心・安全を確保するため、福島県内をはじめと

する様々な地方公共団体、医療機関等でホールボディカウンターが導入されているが、バックグラウンドの違いや線量評価に用いるソフトウェア等の違いを考慮した適切な線量評価を行うためには、ホールボディカウンターの校正及び操作者への研修が必要である。このため、環境省は、被ばく医療機関以外に配置されているホールボディカウンターについて、必要に応じ、専門家を現地へ派遣し、ホールボディカウンターの校正及び測定の担当者に対する研修を行う。また、異なる技術的仕様のホールボディカウンターの解析精度の調査等を通じて、評価データの標準化を図る。【環境省】

② 保健医療福祉関係者に対応した今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する研修教材の作成

- ◆ 保健医療福祉関係者は、一般に、放射線やがん等の疾病に関する基礎知識を有しているものの、放射線による健康影響に関する詳細な知識や、今般事故に伴う放射性物質の放出状況や実際の被ばく線量等に関する十分な知識を必ずしも有しているわけではない。そのため、環境省において、医師や保健師等の保健医療福祉関係者が住民からの健康不安に関する幅広い相談に適切に対応できるよう、これらの知識や技能の習得に資する研修用教材を、統一的な基礎資料をもとに編集する。その際、厚生労働省は保健医療福祉関係者の業務を所管する立場から、文部科学省は放射線障害の防止に関する業務を所管する立場から、(独)放射線医学総合研究所等の関係省庁等は放射線の専門家としての立場から、研修用教材の編集に必要な協力を行う。【環境省、厚生労働省、文部科学省、(独)放射線医学総合研究所】

③ 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する医師、保健師等への研修

- ◆ 統一的な基礎資料をもとに編集した保健医療福祉関係者用の研修教材を使用して、住民から放射線による健康影響等に関する相談を受けた際に適切に対応するための知識や技能を習得するため、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する研修を行う。【環境省、厚生労働省】
- ◆ 保健医療福祉の関係団体や地方公共団体に対し、統一的な基礎資料をもとに編集した保健医療福祉関係者用の研修教材を使用して研修を行うよう要請する。さらに、地方公共団体の保健医療福祉従事者に対し、放射線による健康影響等も含む研修の機会を設ける。【厚生労働省】
- ◆ (独)放射線医学総合研究所等は、引き続き、医師・保健師等への研修に関し、講師の派遣に協力する【(独)放射線医学総合研究所】

ロ) 教育関係者

- ① 放射線等に関する副読本(教師用)の作成、配布を通じた教育関係者に対する支援



- ◆ 平成 23 年 11 月に、学校教育の場などにおいて放射線等の基礎的な性質について理解を深めることを目的として、教育関係者向けの放射線等に関する副読本（教師用）を作成したところである。【文部科学省】
  - ◆ 全国の各学校等へ希望を募り、教育関係者を対象とした放射線等に関する授業等を実践するためのセミナーや実習用教材の貸出し等を実施する。【文部科学省】
- ② 放射線による健康影響等に関する情報や情報の適切な発信方法等を網羅した研修教材の作成（放射線による健康影響等に関する Q & A 集の作成、配布含む）
- ◆ 教育関係者は、日頃、特に健康不安を抱えている子どもや保護者と接することを通じて、その具体的な不安や問題意識を把握しており、それらに対して適切な情報提供や助言等を行える立場にある。そのため、環境省において、子ども・保護者等からの健康不安に関する幅広い相談に適切に対応できるよう、これらの知識や技能の習得に資する研修用教材を、統一的な基礎資料をもとに編集する。その際、文部科学省は教育関係者及び放射線障害の防止に関する業務を所管する立場から、（独）放射線医学総合研究所等の関係省庁等は放射線の専門家としての立場から、研修用教材の編集に必要な協力を行う。【環境省、文部科学省、（独）放射線医学総合研究所】
- ③ 教育関係者に対応した放射線による健康影響等及び情報発信方法等に関する研修
- ◆ 統一的な基礎資料をもとに作成した教育関係者用の研修教材を使用して、教育関係者に対して、子ども・保護者等から放射線による健康影響等に関する相談を受けた際に適切に対応するための知識や技能を習得するため、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する研修を行う。【環境省、文部科学省】
  - ◆ （独）放射線医学総合研究所等は、引き続き、教育関係者への研修に関し、講師の派遣に協力する。【（独）放射線医学総合研究所】

#### ハ) その他（地方公共団体の職員）

- ① 地方公共団体の職員に対する放射性物質の汚染濃度等を測定する検査機器（積算線量計やゲルマニウム半導体検出器等）の使用等に関する研修・情報発信
- ◆ 消費者の身近なところで地方公共団体が食品等の放射性物質を測定する取組を支援するため、地方公共団体で検査を担当する職員等を対象とした、検査等に関する研修会を引き続き実施する。【消費者庁】
  - ◆ 食品中の放射性物質に関する検査について、事故後速やかに食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定するとともに（検査に当たっては、平成 14 年に通知していた「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」を参照し、実施するよう依頼）、検査計画のガイドラインである「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）を都道府県

等に示した。さらに、平成 23 年 7 月には短時間で多数の検体を効率的に処理できるよう「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」を示した。これらのガイドライン及び試験法については、平成 24 年 3 月、新しい基準値の策定にあわせて見直しを行った。また、都道府県等の食品検査担当者等に対して、放射性物質に関する基礎知識、基準値など検査に関する研修会をこれまでに 2 回開催し、関係情報の周知に努めてきたが、今後とも研修会を開催するなど、情報発信を引き続き行う。【厚生労働省】

また、出荷前段階において農林水産物等の食品の検査が円滑に実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、検査計画の策定支援やスクリーニング用の検査機器の使用等に関する科学的助言等を行う。【厚生労働省、農林水産省】

- ◆ 地方公共団体のモニタリング実務担当者を対象に、環境放射能の分析・測定などモニタリングに係る技術的能力の維持・向上を図るための研修を引き続き実施する。【文部科学省】

② 放射線の健康影響等に関する情報や情報の適切な発信方法等を網羅した説明資料の作成

- ◆ 環境省は、関係省庁等の協力の下、地方公共団体の職員に適した情報について、統一的な基礎資料の編集を行う。【環境省、調整会議構成省庁等】

③ 地方公共団体の職員等に対する放射線による健康影響等及び情報の適切な発信方法等に関する説明

- ◆ 住民の身近な存在である地方公共団体の職員を対象に、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する説明資料を活用するなどして説明会等を行う。【環境省、調整会議構成省庁等】

### (3) 情報の受け手の普及・啓発等

#### イ) 保護者等をはじめとした国民全般

##### ① 健康管理調査事業

- ◆ 放射線による健康不安に対応する上では、被ばく線量を明らかにするとともに、甲状腺がんなどの健康被害を早期発見するための取組を行うことが重要である。関係省庁は、福島県が実施する「県民健康管理調査」として行われる以下の取組について、必要な財政的・技術的支援を今後も継続して行う。
  - ・ 全県民の被ばく線量を推計するための基本調査（今般事故後の空間線量が最も高かった時期における放射線による外部被ばく線量の推計等）
  - ・ 18 歳以下の全県民を対象とする甲状腺超音波検査
  - ・ こころとからだの健康状態や現在の生活習慣などを把握し、適切なケアを提供することを目的とした こころの健康度・生活習慣に関する調査

- ・ 避難区域等の住民を対象とした健康診査
  - ・ 妊産婦の方々に対する妊産婦に関する調査
  - ・ 県民一人一人が、自分の健康に関する様々な調査や検査結果をまとめて記録・保存できるようにした県民健康管理ファイルの配布 等
- 【環境省、厚生労働省、文部科学省】

② 子ども・妊婦等の個人線量測定

- ◆ 福島県が実施している、全県民を対象とした行動調査に基づく外部被ばく線量の推計、妊婦・子どもを対象とした個人線量計・ガラスバッジの貸与事業に必要な支援を行う。【環境省】

③ 放射線専門家や精神科医等の専門家による講演、説明会等の開催

- ◆ 福島県内の学校関係者や町内会等の団体からの要請に応じて、(独)日本原子力研究開発機構が専門家を派遣し、放射線に関する情報提供を実施するとともに、参加者からの様々な質問に対応する。【(独)日本原子力研究開発機構】
- ◆ 福島県をはじめとする市町村等からの要望に応じて、(独)放射線医学総合研究所が専門家を派遣し、放射線による健康影響等について講演・研修等を、引き続き実施する。【(独)放射線医学総合研究所】

④ 保護者等の不安事項に関する相談窓口設置（設置への支援も含む）

- ◆ 放射線による健康不安を抱えている保護者等をはじめとする国民全般の問い合わせに対応するため、福島県については、県民健康管理センター（現時点においては、福島県の委託により福島県立医科大学がセンター機能を担っている）を中心的な拠点とするための体制整備支援を平成 24 年秋頃から行う。【環境省】
- ◆ 今般事故を受け、文部科学省では、国民からの放射線による健康影響に対する不安についての相談を受けるため、「健康相談ホットライン」を設置している。【文部科学省】
- ◆ 放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために、行っている電話相談を引き続き実施する。【(独)放射線医学総合研究所】

⑤ 保護者等の問題意識に則した参加型のプログラムの開発

- ◆ より効果的な健康不安の解消のためには、今般事故に伴う放射線による健康影響について、国等が一方的に説明を行うだけではなく、健康不安を抱えている保護者・子ども等の具体的な不安や問題意識を引き出し、専門家等と保護者・子ども等とが適切なコミュニケーションをとりながら、保護者・子ども等の健康不安等を共に考え、解消していくことが重要である。環境省は、文部科学省等の協力を得つつ、チェルノブイリ原発事故後の取組等を参考に、

少人数の参加住民が、議論を進行するファシリテーターとともに、放射線による健康不安の内容等を共有することや、自らが環境を改善する方法を共に考えること等を通じて、住民の放射線による健康不安の軽減や住民自らの行動の決定に資するプログラムを開発する。また、本プログラムの開発に当たっては、より効果的に健康不安を解消するものとなるようモデル事業を行う。  
【環境省、調整会議構成省庁等】

⑥ 食品の安全と放射能に関する消費者に分かりやすい説明

- ◆ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省は共催で「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催する。これまでに、平成24年4月に東京都及び神奈川県、5月に滋賀県、北海道、大阪府及び香川県で開催しており、その後も全国各地で開催を予定している。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】
- ◆ 食品安全委員会は、食品中の放射性物質に関する食品健康影響評価について分かりやすく伝えるため、評価の概要やQ & A、用語集等をホームページに掲載して情報提供を行っているほか、地方公共団体と共催での意見交換会の開催、各地で開催される講演会等への講師派遣を、統一的な基礎資料の情報も踏まえつつ実施する。【食品安全委員会】
- ◆ 消費者庁は、昨年度に引き続き今年度も、関係省庁、地方公共団体等と連携しつつ、食品と放射性物質に関して、消費者の目線での消費者への分かりやすい情報提供、消費者と専門家がともに参加する意見交換会等を全国で展開する。具体的には、(ア)各府省庁と連携するものを含め、消費者庁が主催する形式(今年度実績:4回(4回))、(イ)地方公共団体・消費者団体等と消費者庁が共催する形式(今年度実績:3回(19回))、(ウ)地方公共団体・消費者団体等が開催する講演会等へ講師を紹介・派遣等の形式(今年度実績:8回(17回))がある。【消費者庁】  
※括弧内は今後の開催予定であり、今後増加する見込み。数字はいずれも平成24年5月31日現在。
- ◆ 食品の安全と放射性物質に関し、消費者が疑問や不安に思うことを分かりやすく説明するものとして、「食品と放射能Q & A」を作成し、必要に応じて随時改訂する。また、改訂の都度、消費者庁ホームページに掲載するとともに、消費者庁が開催または協力・支援する食品と放射性物質についてのリスクコミュニケーションにおいて参加者に配布し、また消費者及び地方公共団体等から要望があればその都度配布する。【消費者庁】
- ◆ 厚生労働省では食品中の放射性物質の新たな基準値に関するリーフレット・Q & A集、地方自治体での検査結果等をホームページにて掲載して情報提供を行うとともに、様々な媒体を活用した政府広報を実施している。また、引き続き、意見交換会の開催や各地で開催される講演会等への講師派遣を実施

する。【厚生労働省】

## ロ) 子ども

- ① 放射線の性質と利用について新たに示した中学校学習指導要領の実施
  - ◆ 平成 20 年告示の中学校学習指導要領理科の円滑な実施に向けて、各都道府県等、教育委員会の指導主事等を対象にした会議等において、新たに盛り込まれた「放射線の性質と利用」も取り上げ、内容の説明、周知を図る。【文部科学省】
- ② 放射線等に関する副読本（児童・生徒用）の作成、配布
  - ◆ 平成 23 年 11 月に学校教育の場などにおいて放射線等についての基礎的な性質について理解を深めていただくことを目的として、児童・生徒向けの放射線等に関する副読本（児童・生徒用）を作成したところである。【文部科学省】
  - ◆ 全国の各学校等へ希望を募り、児童・生徒を対象として、学校の授業を利用した放射線等に関する出前事業や実務用教材の貸出し等を実施する。【文部科学省】
- ③ 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する解説資料の作成、配布
  - ◆ 特に子どもについて、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する不安が大きいことを踏まえ、環境省は、文部科学省の協力の下、統一的な基礎資料をもとに、子どもを対象とした解説資料を作成する。【環境省、文部科学省】
- ④ 給食の放射性物質の汚染濃度等を測定する検査体制の整備
  - ◆ 平成 23 年度 3 次補正予算により、「安全安心のための学校給食環境整備事業」において、より一層の児童・生徒の安全、安心の観点から、東日本の 16 都県に対して、域内の市町村等の要望に応じて、学校等で提供する給食食材の事前検査を行うための検査機器の整備費について補助を行い、各地域において活用されているところである。【文部科学省】
  - ◆ 平成 24 年度予算により、「学校給食モニタリング事業」において、より一層の児童・生徒の安全、安心の観点から、47 都道府県を対象として、給食一食全体について、提供後に検査を行い、放射性物質がどの程度含まれているかいないかを継続して把握する。【文部科学省】
  - ◆ 児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のために、各都道府県に設置されている「安心こども基金」を活用し、児童福祉施設等、給食用食材の放射線検査機器の整備費用と給食一食全体の検査費用について、平成 24 年度に補助を実施する。【厚生労働省】

⑤ 学校への放射線に関する専門医の派遣

- ◆ 平成 24 年度、福島県以外の地域においても放射線に対する不安が広がっていることから、放射線の知識を有する専門医を派遣し、子どもの健康相談等について、都道府県等に委託して実施する。【文部科学省】

⑥ 子どもの心のケアのための学校等へのスクールカウンセラー等の派遣、スポーツトレーナー等の派遣

- ◆ 東日本大震災により被災した幼児・児童・生徒や教職員等の心のケアのため、被災地及び被災幼児・児童・生徒を受け入れている幼稚園、小学校、中学校、高等学校等にスクールカウンセラー等を派遣する事業を関係の地方公共団体等に委託して、平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度予算により実施しており、引き続き被災地の要望を踏まえ、切れ目のない支援に取り組んでいく。【文部科学省】

- ◆ 被災した子どもたちの支援のため、被災三県（福島県、宮城県、岩手県）は、平成 23 年度第一次及び第四次補正予算により積み増し・延長した安心こども基金を活用し、子どもの心のケア事業として、児童精神科医の派遣や巡回相談、保育士等の支援者に対する研修等を実施する。また、厚生労働省の要請により社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に設置された「東日本大震災中央子ども支援センター」では、被災三県からの委託を受けて、各自治体の実情に応じた様々な取組を実施する。【厚生労働省】

平成 24 年度、福島県において、放射線による健康不安により外出や屋外活動を控えている児童・生徒等の精神的ストレスや運動不足を解消するため、医師やスポーツトレーナーなどによる講話や実技等について、福島県に委託して実施する。【文部科学省】

(4) 生産・流通業者の普及・啓発

① 放射線による健康影響等に関する説明資料等の作成、配布

- ◆ 環境省は、農林水産省や経済産業省等の協力の下、生産・流通業者の業界団体等に適した情報について、統一的な基礎資料を編集する。【環境省、農林水産省、経済産業省】

② 食品等の安全性管理システムの構築

- ◆ 福島県は、平成 23 年度の東日本大震災復旧・復興予備費で内閣府が措置した「福島県原子力被害応急対策基金」を活用し、農水産物や食品の放射性物質濃度の検査結果の可視化や生産者情報等の管理を行うため、平成 24 年 7 月目途で新たな安全管理システムの試験運用を開始することを検討している。【内閣府】

### ③ 生産・流通業者への、放射線による健康影響等に関する情報発信

- ◆ 安全な農林水産物の生産を確保するため、引き続き、生産現場に対し、生産資材の暫定許容値等に関する情報提供や技術指導を適切に実施していく。また、食品産業事業等に対して、食品中の放射性物質の基準値の設定の考え方や根拠等について、情報提供等を行う。【農林水産省】
- ◆ 工業製品等の生産・流通に関わる各業界団体等の会員等に対し、統一的な基礎資料をもとにした情報の周知等に取り組む。【経済産業省】
- ◆ 統一的な基礎資料をもとにした情報や放射線の状況等に関する最新の情報を一元的に提供するポータルサイトを通じ、生産・流通業者に対して適切な情報発信を行う。【環境省】
- ◆ 消費者、生産者、流通業者を含めた国民全般に対して、食品中の放射性物質の基準値の設定の考え方、検査体制の整備等について、引き続き、意見交換会の開催、ホームページによるわかりやすい情報提供を行う。【厚生労働省】

## 3. 放射線影響等に係る拠点等の整備、連携強化等

### <現状の課題>

- ◆ 放射線による健康影響に関する情報を伝達する人材の育成が十分ではないとともに、今般事故の被災者等への情報伝達・相談等を行う拠点や窓口が整備されていない。

### <対応の方向性>

- ◆ 県民健康管理センター等について、放射線による健康不安解消に向けた必要な人員の拡充等を行う。また、放射線による健康影響等に関連する拠点間の連携の強化等も行う。

### 1) 中長期的な取組方針

#### ① 県民健康管理センター等における、放射線による健康不安解消に向けた必要な人員の拡充等

- ◆ 福島県において放射線による健康不安対策を中長期に行うため、福島県民の放射線による健康不安対策の中心拠点である県民健康管理センターについて、必要な人員配置や各種のリスクコミュニケーション事業等に必要な支援を講じていく。【環境省】

#### ② 放射線による健康影響等に関連する機関間の連携の強化

- ◆ 県民健康管理センターについては、福島県民の放射線による健康不安対策の中心拠点と位置づけるとともに、心のケアセンター等と連携して、放射線による健康不安を有する住民に対して継続的な心のケアが行えるよう、必要な人材・体制の整備支援を行う。【環境省、厚生労働省】

## 2) 当面の具体的取組

### (1) 拠点等の整備、連携強化

#### ① 必要な人員配置等

- ◆ 放射線による健康不安を抱えている住民の問い合わせに対応するため、福島県については県民健康管理センターを中心的な拠点とするために必要な人員配置や各種のリスクコミュニケーション事業等に必要な支援を平成 24 年夏頃目途から行う。【環境省】
- ◆ また、福島県だけでなく、日本全国で放射線による健康不安が広がっていることを踏まえ、健康不安に関する相談に対応できるように、本アクションプランの「情報発信者の人材育成」における研修を活用して、市町村保健センター、保健所、学校等の人材の育成等を行う。【環境省、厚生労働省、文部科学省】
- ◆ 心のケアセンター等において、今般事故による強い健康不安を有する住民に対して巡回訪問等による継続的な心のケアを行う。文部科学省及び（独）放射線医学総合研究所においては、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するため、電話相談を実施する。【厚生労働省、文部科学省、（独）放射線医学総合研究所】

### (2) 検査機器の配備

#### ① 検査結果の解釈等に関するマニュアルの作成

- ◆ これまで、放射性物質濃度等について公表しているところであるが、検査結果に示された量の放射線による健康影響について、国民にとってわかりやすい情報を提供する。【環境省、調整会議構成省庁等】

#### ② 検査機器の配備

- ◆ 福島県は、「県民健康管理基金」を活用して、県民の健康不安を解消するための事業として県内にホールボディカウンターを 5 台整備し、内部被ばく検査体制の整備を行っている。【内閣府】
- ◆ 平成 24 年 2 月 10 日に閣議決定した「福島県原子力被害応急対策基金」によって、福島県内における放射線についての米の全量検査及び野菜のサンプリング検査の体制整備に必要な財政支援を行った。福島県は、本基金を活用して、7 月から検査体制の強化を図ることとなっている。【内閣府】



- ◆ 消費者庁は、消費者の身近なところで地方公共団体が食品等の放射性物質を測定する取組を支援するため、(独)国民生活センターと共同して検査機器 (NaI(Tl) シンチレーションスペクトロメータ 393 台) を地方公共団体 278 団体 (福島県内は 60 団体) に貸与することとしている。【消費者庁】
- ◆ 食品中の放射性物質の検査について厚生労働省及び農林水産省は、平成 24 年 4 月からの新たな基準値の下において、都道府県等が行う食品の安全確認のための検査が適切に実施されるよう、都道府県等の放射性物質検査機器の整備に対する補助を行う。【厚生労働省、農林水産省】

#### 4. 国際的な連携の強化

##### <現状の課題>

- ◆ 今般事故による健康不安解消に向けた取組を行う上では、原子力発電所事故における住民への対応について知見を有する国際機関や諸外国とのネットワークを構築し、人材交流等の協力を得ることが重要である。

##### <対応の方向性>

- ◆ チェルノブイリ原発事故被災国の政府及び研究機関並びに国際機関との継続的な人事交流や共同研究の枠組の確立等を行う。

#### 1) 中長期的な取組方針

- ① チェルノブイリ原発事故被災国の政府及び研究機関並びに国際機関との継続的な人事交流や共同研究の枠組の確立等
  - ◆ チェルノブイリ原発事故への対応を経験したウクライナ等の国々の関係政府機関や関連研究機関、IAEA (国際原子力機関) 等の関連国際機関との間でネットワークを構築し、チェルノブイリ原発事故への対応等の知見を今般事故への対応に活かす。【外務省、調整会議構成省庁等】

#### 2) 当面の具体的取組

##### (1) チェルノブイリ原発事故被災国との連携

- ① 日ウクライナ協定等に基づくチェルノブイリ原発事故被災国との情報交換や研究協力等の協力関係の構築
  - ◆ 外務省は、関係省庁等との連携の下、原子力発電所事故が人体に与える影響や事故後にとった措置 (生活環境の復旧、住民保護、放射能廃棄物の取り扱い、緊急事態への対応等) 等についてウクライナとの情報交換を密にし、今般事故への対応に活かすべく、平成 24 年 5 月に原発事故後協力に関する日ウクライナ協定を締結した。ベラルーシとも同様の協定を締結すべく、交渉を

継続する。【外務省、調整会議構成省庁等】

- ◆ 外務省は、関係省庁等との連携の下、日ウクライナ協定に基づく合同委員会を開催し、政府関係者や第一線の専門家による議論の場を創設する。【外務省、調整会議構成省庁等】

## (2) 国際機関との連携

### ① IAEA等の国際機関との協力関係の構築

- ◆ 今般事故から得られた知見と教訓を世界と共有するとともに、今般事故に関する様々な問題の解決に向けて国内外の英知を結集するため、福島県における放射線による健康影響等に関する調査研究を含めた国際協力を推進すべく、IAEA等の機能の福島県への誘致に向けて、積極的に検討・調整を進める。【外務省、調整会議構成省庁等】
- ◆ 国際的な原子力安全の強化に貢献するため、平成24年12月15日から17日まで、IAEAとの共催で「原子力安全に関する福島閣僚会議」を福島県において開催する予定。同会議において、放射線からの人及び環境の防護を含む原子力安全の強化に関する国際社会の様々な取組について議論を行う予定である。【外務省、調整会議構成省庁等】
- ◆ 今般事故に伴う放射線による被ばく線量推計を行う際、ICRP（国際放射線防護委員会）やUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）等の専門家との間で、コメントやデータの提供等の協力を行う。【環境省】

## III. 進捗管理

関係省庁等における健康不安対策関連の予算や施策を適宜とりまとめた上で公表する。また、関係省庁等における取組について進捗状況を把握し、本アクションプランの取組が着実に進められているか点検する。

さらに、点検の結果や最新の科学的な知見等を踏まえ、本アクションプランについて、適宜更新を行うこととする。【環境省】